

事 務 連 絡

平成17年6月30日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

フィリピン産マンゴ어의取扱いについて

標記については、平成17年4月5日付け食安輸発第0405001号にて通知したところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出したフィリピン産マンゴ어から基準値を超えるクロルピリホスを検出したことから、当該輸出業者から輸出されるフィリピン産マンゴ어については、政府の証明書の受け入れを停止し、クロルピリホスに係る検査命令の対象とすることとしましたので、関係営業者に周知するとともに、その取り扱いに遺漏なきようよろしくお願ひします。

記

政府の証明書の受け入れを停止する輸出業者

Marsman Drysdale Foods Corporation.